

# 第9回 八頭町自治基本条例（仮称）策定委員会 会議録（概要）

日時：平成21年9月14日（月） 19：30～

場所：八頭町役場 本庁舎 2階 第1・2大会議室

## 1. 開 会

## 2. 委員長あいさつ

## 3. 検 討

### ■ 条例素々案について

= 「住民投票」について検討、協議を行った。

#### (1) 「住民投票」について

##### 【 主な意見 】

≫ 年齢や外国人を含めるかなどの「投票できる者の要件」については、条文として盛り込んでおいた方がいいと思う。署名要件については、皆さんの意見を伺いたい。

##### <委員長>

= 署名要件については、仮に「住民投票の実施の強制力」を持たせるのであれば、それなりの要件、1/50以上の数で、例えば、1/6、1/5、1/4、1/3などが必要になってくる。

≫ 年齢は18歳以上でいいと思う。

≫ その時々状況によって条件を合わせて対応する方がいいと思う。今後起こるであろう社会情勢の変化に対応していくべきだと思う。

ある一定の条件を満たしたうえでの住民投票実施の強制力は、ある意味の危険性をはらんでいると思う。実施するということになれば、対応するための費用や人員が必要だし、直接住民の意思を問うような重要な、重たいものである。乱用されてはいけない。議会という住民代表機関に実施の判断を任せるべきかもしれない。

また、年齢については、20歳以上がいいと思う。公職選挙法の選挙権に準じるような形が良い。

外国人については、ある一定の年数以上住んでいる方を含めてもいいと思う。

- ≫ 外国人については、永住外国人は含めるべきだし、一定の年数以上住んでいる方まで広げてもいいかもしれない。

また、高校生でもまちのことを考えている人はいると思うので、年齢は18歳以上でもいいと思う。

住民投票の請求だけでは、町長や議会の反対意見によって実施しない可能性もあるので、直接町民の意思を届けるためには、実施強制力を持たせてもいいと思う。

- ≫ 「1/50の署名による請求」だけでいいと思う。また、「1/12の賛成による議員の発議」や「町長の発議」も含めてうたった方が良く思う。地方自治法と同様の内容の発議要件だけとなり、当たり前なこととなってしまうが、地方自治法は町民が普段目にする機会が少ないので、より身近な町の条例に改めてうたうことで、町民の意識が高まるのではないか。

年齢については、20歳以上でいいと思う。公職選挙法に準じる形が良い。外国人については、永住外国人でいいのではないか。

「投票の結果」については、「尊重する」だけでいいと思う。

- ≫ その時々状況に応じて対応できるよう、案件ごとにその都度住民投票条例を設ける方がいいと思う。

年齢は、20歳以上でいいと思う。永住外国人の方も投票に参加するべきだと思う。

実施義務については、住民投票が乱用されてはいけないので、「請求」とどめた方がいいと思う。

地方自治法には、「条例制定請求権の1/50の署名」がうたわれているが、八頭町の有権者の1/50は約320人で、例えば各集落の役員さんだけの署名を集めてもクリアしてしまうような数なので、ハードルが低いような気がする。

#### <事務局>

= 例えば、地方自治法に規定されている住民による「条例制定請求権」の

条件を「有権者の1/50の署名」ではなく、条例で「1/30の署名」と規定した場合、法令の条件を上回る制限を条例で規定することになるので、法との矛盾抵触になる可能性が高い。よって、それをうたうことはできない。

≫ 例え、「1/50の署名による請求」であっても、住民の代表機関である議会としては、「署名が集まったこと」を町民の意思として、汲み取ってくれるのではないだろうか。実施強制力をそこまで持たせる必要はないように感じる。

#### <委員長>

= 署名の要件は別にしても、実施強制力を規定する必要があるかどうか論点になる。そこまでして、「直接民意を問う仕組みである住民投票」を強制的に実施する必要があるかどうかということ。住民の代表機関である議会に委ねるといっているのであれば、その必要はない。

≫ 町民の意見を議会が汲み取ってくれる場合はいいが、町民と議会が対立するような場合もあるので、町民の意思を直接問う手段である住民投票に、ある一定以上の条件を付して実施強制力を持たせてもいいと思う。

#### <委員長>

= 住民投票実施の例としては、原子力発電所や米軍基地、廃棄物処理場などがあり、直接住民の生命や身体に関わるような重要事項が多い。

≫ ごみ処理場の設置などのまちの重要事項については、実施強制力が必要かもしれない。

#### <委員長>

= 本来、地方自治は町長と議会の二元代表主義、間接民主制で行われるべきものであって、住民投票制度はその中では例外的な仕組みとなる。その住民投票制度に町長や議会を通さないような実施強制力を持たせることについて、個人的には賛成ではないと思っている。

しかし、八頭町という地域のニーズが大事であり、町民として委員を務められている皆さんの意見を尊重したい。

≫ 住民投票は、「伝家の宝刀」的なこころ一番で使われるべき制度なので、乱用されるようなことだけは避けるべきだと思う。

#### <事務局>

＝ 極端な話をすれば、実際に「有権者の1/50の署名による住民投票条例制定請求」があって、首長や議会が反対した場合でも、最終的な住民側の権利として、「有権者の1/3の署名による解職、解散請求」があり、解職や解散の住民投票の結果、過半数の同意という結果が出れば、解職、解散することとなる。その最終手段をとるための「1/3」という署名要件が上限となる考え方もあるので、それも参考にして、署名要件を検討していただい  
てはどうかと思う。

≫ 1/6がいいと思う。合併特例法に規定されている合併協議会設置の是非を問う住民投票の実施義務と同じ要件。

≫ 1/3がいいと思う。

≫ 1/5がいいと思う。理由は、例えば、合併前の旧町の間、つまり、郡家地域、船岡地域、八東地域の地域間で温度差があるような場合でも、その地域の概ね8割の署名を集めれば、町全体で1/5の署名が集まる可能性が高いからだ。

#### <委員長>

＝ 実施義務を規定するのであれば、当然「有権者数の〇/〇の連署があった場合は、」という条文になるので、「有権者の要件」についても決めておいた方がいい。

#### <事務局>

＝ 公職選挙法に規定されている「選挙権を有する者」は、「日本国民」となっている。年齢要件を、例え20歳以上にするとしても、外国人の方にも住民投票への参加権を与えるとすれば、条文として「公職選挙法を準用する」というものにはならないことに注意していただきたい。

#### 【 検討結果 】

＝ 「ある一定以上の署名条件を付して実施強制力を盛り込む」ことで承認。

※ 次回は、次の事項について検討、協議を行う。

#### ① 「住民投票」

■ 年齢（18歳、19歳、20歳）

■ 署名条件（1／6、1／5／、1／4、1／3など）

■ 外国人要件（永住者、定住者）

② 「コミュニティ」

■ 八頭町の実情の確認

■ 枠組みの在り方

③ 「前文」

#### 4. 閉 会

以 上。